

佐賀県東部工業用水道規程第 1 号

佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>佐賀県東部工業用水道使用料条例</u>（昭和41年佐賀県条例第40号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、佐賀県東部工業用水道（以下「工業用水道」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">工業用水使用（変更）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 代表者氏名 印</p> <p>略</p> <p>（注） 申込書に業務概要書及び工場平面図を添付すること。</p> <p>様式第 2 号</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例</u>（昭和41年佐賀県条例第40号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、佐賀県東部工業用水道（以下「工業用水道」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">工業用水使用（変更）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 名称 (ふりがな) 代表者氏名 印 生年月日 年 月 日生</p> <p>略</p> <p>（注） 1 申込書に業務概要書及び工場平面図を添付すること。 2 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、<u> </u>にしを記入すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。</p> <p>この様式に記載された個人情報、工業用水の使用の決定に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。</p> </div> <p style="text-align: center;">（裏面） 誓約</p> <p>私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。</p> <p><u>自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。</u></p> <p>また、次の 2 から 7 までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第77号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 3 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 <p>様式第 2 号</p>

改正前	改正後																																																
<p>略</p> <p>記</p> <p>1 佐賀県東部工業用水道使用料条例（昭和41年佐賀県条例第40号）及び佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程（昭和43年佐賀県工業用水道規程第2号）の規定に従うこと。</p> <p>2～4 略</p> <p>様式第13号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; text-align: center; vertical-align: middle;">写真</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">身分証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">職 氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日生</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">6.3cm</p> <p style="font-size: small;">上記の者は、佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第2号）第14条の規定による給水施設及び流末施設の検査員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">佐賀県東部工業用水道 印</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">9 cm</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="font-size: x-small;">略 佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程抜すい</p> </div> </div>	第	号		年	月	日	写真	身分証明書								職 氏名						年	月	日生	<p>略</p> <p>記</p> <p>1 佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例（昭和41年佐賀県条例第40号）及び佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程（昭和43年佐賀県工業用水道規程第2号）の規定に従うこと。</p> <p>2～4 略</p> <p>様式第13号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; text-align: center; vertical-align: middle;">写真</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">身分証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">職 氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日生</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">6.3cm</p> <p style="font-size: small;">上記の者は、佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第2号）第14条の規定による給水施設及び流末施設の検査員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">佐賀県東部工業用水道 印</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">9 cm</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="font-size: x-small;">略 佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程抜すい</p> </div> </div>	第	号		年	月	日	写真	身分証明書								職 氏名						年	月	日生
第	号		年	月	日																																												
写真	身分証明書																																																
			職 氏名																																														
			年	月	日生																																												
第	号		年	月	日																																												
写真	身分証明書																																																
			職 氏名																																														
			年	月	日生																																												

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
（佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部改正）
- 2 佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">管理者の決裁を受けるべき事務</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">局長専決事務</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">所長専決事務</td> </tr> </table>	管理者の決裁を受けるべき事務	局長専決事務	所長専決事務	<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">管理者の決裁を受けるべき事務</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">局長専決事務</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">所長専決事務</td> </tr> </table>	管理者の決裁を受けるべき事務	局長専決事務	所長専決事務
管理者の決裁を受けるべき事務	局長専決事務	所長専決事務					
管理者の決裁を受けるべき事務	局長専決事務	所長専決事務					

改正前			改正後		
1 ~ 11 略	1 ~ 15 略 16 <u>佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規程</u> （昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第2号。以下「施行規程」という。）第10条の規定による給水の制限又は停止に関すること（工業用水道施設の補修又は維持改良工事に係るものを除く。） 17・18 略	1 ~ 32 略	1 ~ 11 略	1 ~ 15 略 16 <u>佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程</u> （昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第2号。以下「施行規程」という。）第10条の規定による給水の制限又は停止に関すること（工業用水道施設の補修又は維持改良工事に係るものを除く。） 17・18 略	1 ~ 32 略